

事 務 連 絡

平成28年12月26日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人

御中

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育制度改革室

「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」について

平成28年4月1日に小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律が施行されました。

今回の改正により、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度化等が行われました。

文部科学省においては、今回の制度化を契機として、より質の高い取組を推進する観点から、小中一貫教育の核となる教育課程や指導計画の作成・実施を中心に据え、全国各地の多様な工夫の例や留意事項を盛り込んだ手引を別添のとおり作成いたしました。

本手引については、当省ウェブサイト「小中一貫教育の推進について（URL→http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/1357575.htm）」に掲載していますので、域内の市区町村教育委員会、学校法人、各小・中学校において、積極的に活用されよう周知していただくようよろしくお願いします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育制度改革室
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
電 話 03-5253-4111 (内線3745)
F A X 03-6734-3731
E-mail syokyo@mext.go.jp